

補助金等評価シート

担 当 課		産業観光部 商工振興課 工業労政係				電話	0749-65-8766
性質分類	事業補助(奨励)	開始時期	平成25年4月1日	見直し時期	令和5年3月31日	終期	-
補助金概要	補助金名	中小企業設備投資等促進事業補助金					
	補助率・限度額等	指定を受けた工場等に係る固定資産税額による					
	制度概要	市内の産業基盤の強化のため、地元の中小企業に設備投資の支援を行うことで、地域の活性化と経済の向上を図るもの					
目 標		市内企業の投資促進 <目標が数値でない場合の評価方法>					
総合計画での位置づけ		政策番号	4	大分類番号	3	小分類番号	1
		小分類名称	「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市		施策名称	地域産業の振興	
補助金の交付先		製造業等を行う、指定をした工場等に係る投下固定資産税額が1千万円以上である中小企業者等					
根拠法令(要綱等)		中小企業設備投資等促進事業補助金交付要綱					
予算科目目(款・項・目・事業)		商工費・商工費・商工業振興費・企業立地等推進事業費					

年 度		令和2年度(1年目)		令和3年度(2年目)		令和4年度(3年目)	
		歳出額	特定財源	歳出額	特定財源	歳出額	特定財源
予算・決算額の推移 (単位:千円)	予 算	15,856		3,433		0	
	決 算	8,453		3,433		0	
補 助 率		指定工場等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に、当該賦課された年度に応じ、次に掲げる助成率を乗じて得た額(第1年度:100%,第2年度:75%,第3年度:50%)		指定工場等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に、当該賦課された年度に応じ、次に掲げる助成率を乗じて得た額(第1年度:100%,第2年度:75%,第3年度:50%)		指定工場等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に、当該賦課された年度に応じ、次に掲げる助成率を乗じて得た額(第1年度:100%,第2年度:75%,第3年度:50%)	
(目標に 対する 記 達 成 度)	達 成 率	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容
	非数値化されたもの (客観的な達成状況を記載)	—	—	—	—	—	—
		6社に交付し、投資の促進が図れた		2社に交付し、投資の促進が図れた。		0社 ※国の制度(先端設備導入促進計画)の方が有利なため、本市制度を活用する事業者がなかった。ただし、令和5年度以降に国の制度が継続されるか不明。	

評 価 欄 (見直し時期に 記載)	チェック ※該当するものに○	①補助事業者は事業を遂行する力は有しているか	○	⑤補助率は1/2以内か	×
		②補助対象事業が行政目的達成の手段となっているか	○	⑥要綱の終期設定は適切か	○
		③補助対象事業の必要性は生じているか	○	⑦積極的な情報公開がなされているか	○
		④補助対象経費は明確化できているか	○	⑧達成度等の推移が維持・向上しているか	○
見直し時期に 記載)	×になった項目に対する今後の取組	固定資産税賦課額に対する補助額は100%であるものの、設備導入経費に対しては1/2以下のため、現行の制度のままとする。			
	目標未達成の原因分析	国の制度(先端設備導入促進計画)の方が、3年間固定資産税が免除と事業者にとって有利なため、本市制度を活用する事業者がなかった。ただし、令和5年度以降に国の制度が継続されるか不明。			
	評 価 ※該当するものに○	① 拡 充 ・ ② 改 善 ・ ③ 継 続 ・ ④ 廃 止			
評 価 理 由	※①拡充 or ②改善の場合の内容		補助率 ・ 補助額 ・ 補助対象経費 ・ その他		
上記評価の理由 ※目標未達成の場合はその改善点も記載すること					
国の制度(先端設備導入促進計画)が令和5年度以降に継続されるか現時点で不明であり、地域産業の課題である生産性向上を図るためには、設備導入に対する支援は必要であると考え。					